

# 企画競争説明書

## (QCBS方式)

業 務 名 称 : アジア地域ソーシャル・スタートアップ支援メ  
カニズム具体化に向けた情報収集・確認調査  
(QCBS)

調達管理番号 : 22a00965

### 【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023 年 3 月 22 日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年3月22日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アジア地域ソーシャル・スタートアップ支援メカニズム具体化に向けた情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年6月～2024年5月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

## 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Kan.Kae@jica.go.jp](mailto:Kan.Kae@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

経済開発部 民間セクター開発グループ 第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

| No. | 項目                         | 期限日時                     |
|-----|----------------------------|--------------------------|
| 1   | 配付依頼受付期限                   | 2023年3月28日12時            |
| 2   | 企画競争説明書に対する質問              | 2023年4月5日12時             |
| 3   | 質問への回答<br>3月29日12:00までの受領分 | 第1回 回答日<br>2023年4月3日     |
| 4   | 質問への回答                     | 第2回（最終）回答日<br>2023年4月10日 |

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

|    |                                          |                                                             |
|----|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 5  | プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼                      | プロポーザル等の提出期限日の<br>4 営業日前から 1 営業日前の正午まで                      |
| 6  | 本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日 | 2023 年 4 月 14 日 12 時                                        |
| 7  | プレゼンテーション                                | 2023 年 4 月 19 日 14 時～16 時                                   |
| 8  | プロポーザル審査結果の連絡                            | 見積書開封日時の 2 営業日前まで                                           |
| 9  | 見積書の開封                                   | 2023 年 5 月 8 日 11 時                                         |
| 10 | 評価結果の通知日                                 | 見積書開封日時から 1 営業日以内                                           |
| 11 | 技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）                | 評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日以内<br>(連絡先：e-propo@jica.go.jp) |

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. （3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

提供資料：

- ・ 第 3 章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### （1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4. （3）参照
- 2) 提出先：上記 4. （1）選定手続き窓口宛  
CC: 担当メールアドレス

### 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注 3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### （2）回答方法

上記 4. （3）日程のとおり、原則 2 回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

### （1）提出期限：上記 4. （3）参照

### （2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022 年 6 月 1 日版）」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

### 1) プロポーザル及びプレゼンテーション資料

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記 4. （3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが 1 営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

## 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

## 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

## （3）提出先

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料  
「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
- 2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書
  - ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
  - ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
[例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]
  - ③ 本文：特段の指定なし
  - ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
  - ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

## （4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

## （5）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

# 9. 契約交渉権者の決定方法

## （1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

## （2）評価方法

- 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

#### 技術評価の基準

| 当該項目の評価                                                                        | 評価点    |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。                                  | 90%以上  |
| 当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。                                         | 80～90% |
| 当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。                                       | 70～80% |
| 当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。                             | 60～70% |
| 当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。      | 40～60% |
| 当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。 | 40%以下  |

#### 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

##### ① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件では

ありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

\* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

## （3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

## （4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 11. 協力準備調査業務等の追加可能性

本件調査は基礎情報収集・確認調査として実施するものですが、本件調査の対象となっているソーシャル・スタートアップ支援エコシステム形成のための支援について、我が国政府が無償資金協力の検討を開始する可能性を有しています。我が国政府より、分野ソーシャル・スタートアップ支援エコシステム形成における無償資金協力事業を想定した協力準備調査の実施にかかる了承がなされる場合には、本件調査内容に追加して、対象となる無償資金協力事業のための協力準備調査に必要な調査業務を追加して発注することを想定しています。追加調査業務の発注に際しては、発注者・受注者が協議して、契約変更を行うものとします。

なお、無償資金協力事業を想定した協力準備調査業務を追加発注する場合は、事項「12. 資金協力本体事業への推薦・排除」が適用されます。

## 12. 資金協力本体事業への推薦・排除

本調査に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・実施監理コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

本件調査は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件調査実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件調査の受注者は、本調査の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・実施監理コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とします。
2. 本件調査の受注者(JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社／子会社等は、本調査(協力準備調査)の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除されます。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「アジア地域ソーシャル・スタートアップ支援メカニズム具体化に向けた情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 調査の背景・経緯

SDGs を効率的・効果的に達成するには先端の科学技術等を活用したイノベーションが切り札とされており、従来にはない発想で社会課題を解決するソーシャル・スタートアップ<sup>2</sup>の育成により課題解決を加速することが期待されている。一方、途上国ではスタートアップ<sup>3</sup>の成長を促進させるエコシステム<sup>4</sup>の整備が遅れており、政策や制度の整備、スタートアップの育成を促進する支援機能とともに、スタートアップの持続的な成長のための必要な資金の供給も課題となっている。近年、途上国に対する資金フローは民間資金が ODA による資金を逆転し、SDGs 達成のためには追加的に年間約 2.5 兆ドルが必要とされていることなどから、開発協力における民間資金の役割が増加しているが、民間資金が社会的課題の解決に向けた事業に活用されるためには、事業リスクを緩和する取り組みが必要であり、ODA による民間資金動員・触媒機能が課題となっている。一方で、開発のための国際的な公的及び民間資金、並びに、ブレンディッド・ファイナンス<sup>5</sup>を含むその他の革新的資金調達メカニズムが、社会的課題に対する共同の取組を高めていく上で重要な役割を担うことができることが認識されている。

こうした背景の中、JICA では「スタートアップ・起業家支援に係る情報収集・確認調査（2021 年）」を実施し、調査対象国におけるスタートアップ・エコシステムの状況を調査した。アジア地域においては「起業家・中小企業育成のための官民基金連携に係る基礎情報収集・確認調査（2021 年）」及び「インパクト投資<sup>6</sup>のための技術協力

<sup>2</sup> ソーシャル・スタートアップとは、社会課題の解決を目的とし、従来にはない発想で革新的なソリューションを具現化し、経済的価値と社会への効果（インパクト）を両立することを目指す起業家のことを指す。

<sup>3</sup> 本調査のスタートアップの定義は、既存ビジネスモデルを活用した起業家の「スモールビジネス」ではなく、従来は市場に存在しない製品やビジネスモデルに取り組む革新的な（イノベーター）起業家のことを指す。

<sup>4</sup> エコシステムとは、スタートアップの事業形成やその成長などで重要な役割を果たすベンチャーキャピタル（VC）、アクセラレーター、インキュベーター、教育機関、行政機関等のスタートアップが勃興して成長するために必要なプレイヤーのことを指し、本調査ではこれらを総称してエコシステムと呼ぶ。

<sup>5</sup> ブレンディッド・ファイナンスとは、SDGs 達成に向けた民間投資を拡大するために、政府機関等の公的資金を「触媒的な資本」として利用することにより、民間資金の動員を図る投資スキーム。

<sup>6</sup> インパクト投資とは、社会的事業を行う企業、組織、ファンドへ投資することによって、社会的成果と財務的リターンの両立を目指す投資。

ファシリティ<sup>7</sup>、エコシステム形成に係る基礎情報収集・確認調査（2022 年）」を通じ、ソーシャル・スタートアップ企業に対する資金提供や技術支援を行う新たな支援体制を検討し、それらの企業に対する日本の技術の活用（マッチング）、事業化計画の策定支援、製品・サービスの市場化検証（Product Market Fit：PMF）等を通じた支援方法の検討を実施した。これらの先行調査から、民間の投資家にとっては投資の対象とすることが困難なリスクについて、技術協力や資金協力事業を活用して JICA が途上国政府と共に先導的にソーシャル・スタートアップの育成に取り組むことで、民間資金の触媒として機能し、結果として民間資金が社会的課題解決に向けた取組に動員され得ることが確認された。加えて、資金協力と同時に技術協力を実施することによって、スタートアップ支援に係る相手国政府の役割を強化する支援の重要性が確認された。また、日本の企業や研究機関が有用な技術を有しており、スタートアップ等がその技術を事業に活用することで大きな社会的インパクトをもたらし得る可能性とマッチング制度の必要性についても確認された。

本調査では、これらの先行調査の結果を踏まえ、対象国においてソーシャル・スタートアップが持続的に誕生・成長していくエコシステムの形成・強化のために必要な支援について、ソーシャル・スタートアップを支援する官製又は官民インパクト投資ファンドの組成を含め、技術協力及び資金協力について検討し、ソーシャル・スタートアップ育成のパイロット事業（アクセラレーション・プログラム<sup>8</sup>、製品・サービスの市場化検証（PMF）、インパクト測定・マネジメント、日系企業とのマッチング等を含む）を通じて、効果的な支援方法を取り纏めるものである。

### 第3条 調査の目的と範囲

#### （1）調査の目的

本調査の目的は、インドネシア、ベトナム、バングラデシュを対象国とし、新しい技術や従来にない発想で社会課題を解決するソーシャル・スタートアップの育成を促進するエコシステムの形成・強化のために必要な支援について、対象国政府の政策・制度に対する、技術協力、資金協力の方法等について検討する。また併せて、支援の対象候補となるソーシャル・スタートアップをリストアップし、その中から試行的な事業化計画の策定支援、試行的実行支援等を実施する。これらの結果を総括する形で、対象国の技術協力ファシリティの形成・強化方法及び官製又は官民インパクト投資ファンドの形成方法、これらに必要な政府及び公的機関の役割を検討し、エコシステム形成の効果的な支援手法を検討する。

#### （2）調査対象国

本調査は、インドネシア、ベトナム、バングラデシュを調査対象国とする。

#### （3）調査内容

本調査は、「（1）調査の目的」を達成するために、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

<sup>7</sup> 技術協力ファシリティとは、エコシステムによるスタートアップの起業や事業拡大を促進させる役割や機能を指し、インパクト投資ファンドがスタートアップの成長に必要な事業資金を供給し、技術協力ファシリティがスタートアップの成長に必要なビジネス開発サービスを提供することによって成長を促進する。

<sup>8</sup> アクセラレーション・プログラムとは、スタートアップの事業を短期間で成長させるためのプログラムを指し、アクセラレーターと呼ばれる、スタートアップに伴走して助言等を行う組織や個人が実施するもの。

## 第4条 調査実施の留意事項

### （１）調査実施体制

本調査については、経済開発部民間セクター開発グループを中心に、関係部署から構成されるプロジェクトチーム（以下「チーム」という）が推進する体制としている。また、外部の有識者から、専門的視点による助言を求めることを予定している。このため、受注者は、チームの事務局としての役割を担い、発注者内外の関係者間と密に連絡を取りつつ、業務全体の進捗、成果の発現状況を報告しながら業務を行う。

### （２）先行調査の成果の活用

先行調査「インパクト投資のための技術協力ファシリティ、エコシステム形成に係る基礎情報収集・確認調査」では、以下の５つの機能を具備したエコシステムの形成を検討した。

- ①優先社会課題の特定
- ②ソーシング（社会課題を解決する技術を発掘）
- ③製品・サービスの市場化検証（PMF）
- ④インパクト投資ファンドによる投資
- ⑤社会インパクトの評価

これらのうち技術協力ファシリティとして②ソーシング、③製品・サービスの市場化検証（PMF）、⑤社会インパクト評価の各機能の持つべき要件を検討した。併せて④インパクト投資ファンドの組成方法の検討を行った。

③の製品・サービスの市場化検証（PMF）の機能については、以下の３つの機能を検討した。

- （ア）PMF 計画機能
- （イ）PMF 資金管理機能（事業計画の概念実証（Proof Of Concept : PoC）支援を含む
- （ウ）PMF モニタリング機能

また、先行調査においては、技術協力ファシリティの試行実施として、有望スタートアップ６社を選定して②製品・サービスの市場化検証（PMF）支援を実施し、その結果を技術協力ファシリティの検討に反映させた。

本調査では、これらの検討結果を参考に、技術協力及び資金協力の形成に向けた具体的な検討を進めると共に、技術協力ファシリティの機能向上や効果的な形成・強化に必要な支援を検討するため、技術協力ファシリティの機能を試行実施し、その結果を技術協力の検討に反映させる。

### （３）対象国のエコシステムの発展段階に応じた検討

調査対象国のインドネシア、ベトナム、バングラデシュはエコシステムの発展段階が異なり、インドネシアとベトナムは形成期、バングラデシュは草創期にある。本調査にあたっては、各対象国のエコシステムの発展段階に合わせた調査、検討及びパイロット事業を行う。

### （４）対象国政府が取り組むべき事項の検討

本調査により検討する、ソーシャル・スタートアップ育成エコシステムの形成・強化のための技術協力及び資金協力については、対象国政府が政策・制度を対応させること

によって実現可能となることが含まれると想定される。特に、インパクト投資ファンドの組成については、許認可制度、税制、インセンティブ制度など、制度変更や新制度の整備が必要となることが考えられるため、相手国政府が取り組むべき事項について、網羅的かつ具体的に検討を行う。

なお、本調査で検討する技術協力及び資金協力の形成に向けて、発注者と対象国政府が協議を行うことが考えられるが、受注者は、その協議に必要な資料の作成や検討内容の説明等、協議を効果的に進めるために支援を行う。

#### （５）対象国の政策、制度、法制度等に関する調査

本調査では官製又は官民共同出資のインパクト投資ファンドの組成を含めた協力の検討を行うことから、対象国及び我が国の法制度上の確認について不足なく実施する必要がある。対象国政府の現行の関連法制度の確認とインパクト投資ファンドを組成する際の問題点の分析、ファンド組成に必要な法制度の改正内容、これら必要な手続き及び担当政府機関の確認、併せて、その支援の実施に関して日本の法制度における問題の有無も含めて、確認を行う。

なお、先行調査では、ベトナムにおけるインパクト投資エコシステムに対する規制について調査を行った。本調査では、インドネシア及びバングラデシュの調査を行うと共に、ベトナムについては追加的な調査が必要な事項がある場合は調査を実施し、本調査で検討する技術協力及び資金協力の形成に必要な対象国政府の取り組み内容を整理する。

#### （６）技術協力の検討

技術協力の検討にあたっては、（ア）エコシステム全体の形成・強化に関する支援、（イ）技術協力ファシリティの形成・強化に関する支援について検討し、パイロット事業の結果からのフィードバックを含めて具体的な検討を行う。併せて（ウ）インパクト投資ファンド組成に関する支援についても、必要な支援内容について具体的に検討する。

なお、社会インパクト評価（インパクト測定・マネジメント（Impact Measurement and Management：IMM））手法については、本調査により検討するインパクト投資ファンドを含んだエコシステムにおいて、社会課題解決のインパクトを示す重要指標であり、指標の設定方法及びデータの収集方法が確立していないこと、また、スタートアップにとってはデータ収集のために必要である一方、負担の大きいものであるため、実用的かつ効果的な評価手法を検討していく必要がある。先行調査を参考にしつつ本業務においても検討を進め、社会インパクト評価（インパクト測定・マネジメント）が対象国の投資判断の中でどのように求められているのかについても確認した上で検討を行う。

#### （７）インパクト投資ファンドの検討

本調査では、先行調査を参考に、官製又は官民共同出資のインパクト投資ファンドの組成に向けた検討を進める。対象国政府が組成するオンショア型のファンドを想定し、対象国政府資金を同ファンドへLP（Limited Partnership）<sup>9</sup>出資することを想定する。対象国におけるファンドの組成方法に関する具体的な検討を行うと共に、①無限責任

<sup>9</sup> 有限責任組合員：LP（Limited Partner）とは有限責任組合員のことで、ファンドの運営に出資額を限度としてのみ責任を負う組合員のことである。

組員（General Partner）<sup>10</sup>免許の取得、②ファンド財務報告書、③資金調達手段の法解釈の明確化、④キャピタルゲイン課税、等について現行（法）制度からの制約及びファンド組成に必要な（法）制度の改善内容等を確認する。また、⑤官製又は官民共同出資のインパクト投資ファンドの組成に関連して、対象国において海外のファンド GP によってファンドが組成される場合や海外の LP 投資家によって投資される場合の法制度等の課題についても検討する。併せて、⑥同ファンドの有望な出資先となりえるスタートアップのリスト化について検討する。

なお、インドネシアにおいてはエコシステムの形成期であり、全体的な投資は増加傾向にあるものの、シード期のスタートアップへの投資が少ないという課題があるため、特に期待リターンが低いとみなされるものや一般的な投資期間と合わないものへの投資が向けられるようにしていく必要がある。本調査で検討するインパクト投資ファンドはかかる観点も含めて、政府及び民間投資家からの関心が集まるファンドと成り得る戦略についても検討する。例としては①大学研究機関（ITB: Bandung Institute of Technology、UGM: Universitas Gadjah Mada、UI: University of Indonesia）等との連携をベースとする革新的エコシステム形成、②産業全体の研究開発に資するディープテックとして長期的な投資でリスク耐性のあるペイシェントキャピタルを必要とするスタートアップにフォーカスする、③ジャワ以外の地理的特性と優位性を考慮したスラウェシ島でハサヌディン大学との連携にフォーカスした切り口など。

なお、インパクト投資ファンドの検討にあたっては、我が国政府の官民ファンドを含む公的ファンドの組成及び運営方法（ファンドのガバナンス等を含む）に係る経験・知見を有する団員を配置する。

#### （８）パイロット事業

本調査のパイロット事業で実施する技術協力ファシリティの試行では、対象国のスタートアップを対象にしたアクセラレーション・プログラムと製品・サービスの市場化検証（PMF）を行う。

① 本調査で検討するインパクト投資ファンドを含むエコシステムの支援の対象候補となるソーシャル・スタートアップをリストアップし、その中から試行的な事業化計画の策定支援、試行的実行支援等も実施する。リストアップに際しては、革新的技術（日本の企業等が優位性を有する Deep Tech も含む）のマッチングが可能で日本へのリバーシノベーションも期待できそうな分野、民間が投資対象とはしづらい社会的インパクトが優先される分野、等のスタートアップを優先的に検討する。できるだけ多くのスタートアップをリストアップする（ロングリスト化）と共に、その中から詳細検討を行う、より社会的インパクトや期待値が高いスタートアップのショートリストを作成する。

② 本調査における PMF 検証は、スタートアップ等によって開発されようとしている商品又はサービスの市場のニーズとの合致度や市場規模、価格帯を確認し、（場合によっては数次にわたる試作品等の制作と試供を通じて）市場に受け入れられる商品又はサービスを開発するプロセスを想定している。

対象スタートアップの選定基準については、対象国の個別の状況を考慮の上、事前に案を作成し、発注者の承認を得るものとする。選定にあたっては、選定過程と評価プロ

<sup>10</sup> 無限責任組員：GP（General Partner）とは無限責任組員のことで、ファンドの運営に責任を負う組員のことである。

セスが客観的に説明できるように選定基準に沿った整理と選定過程記録を残す。本選定基準には、スタートアップ等のビジネス面に関する項目（ビジネスアイデアと準備状況、先進性、新規性、潜在的収益性、潜在的リスク）、スタートアップ等自身の特徴（経験、意欲、能力）等にとどまらず、スタートアップ等のビジネスアイデアがもたらし得る社会的便益に関する項目（開発課題解決のメカニズム、潜在的インパクトの大きさと内容、波及効果、社会的弱者への配慮等）を含め、経済性と社会的インパクトの両面から評価できるようにする。

また、PMF 検証の対象は次に該当する領域とし、これ以外については対象外とする。

（ア）スタートアップや民間企業のみでは事業化が困難なもの：研究開発や商品・サービス化等に相応の費用を要する技術（ディープテック）を活用したビジネス

（イ）事業化が成功した場合の波及効果や社会的便益、開発課題解決の貢献度が大きいもの

（ウ）現地でビジネスとして確立されていない事業

PFM 検証の対象となるスタートアップの選定にあたっては、（ア）受注者が現地の組織に再委託してビジネスコンテスト等を実施する、（イ）現地の組織が主体的に実施するビジネスコンテストに受注者が参画する、（ウ）現地の組織に選定を委託する等の方法が考えられるが、調査対象国の現地 VC、アクセラレーター、公的機関の存在や能力、体制に応じて国ごとに最適な方法を取捨選択して実施する。

③ PMF 検証は、次のいずれかの方法で実施されることを想定している。

（ア）受注者自身が PMF 実施に必要なサービスを当該スタートアップ等に提供する。

（イ）受注者がスタートアップ等とは別の組織・個人と委託契約を締結し、PMF 実施に必要なサービスを当該委託先がスタートアップ等に提供する。

（ウ）受注者がスタートアップ等に委託契約し、スタートアップ等が PMF の実施のために支出した経費（実費）を支出する。

なお、PMF 実施経費の支出は受注者からスタートアップ等への補助金ではなく、PMF 支援機能の具体化を受注者が検討するにあたって、スタートアップ等に PMF 実施を通じた成功要因・失敗要因の明確化や提言の取りまとめを委託する形態である。

上記（イ）、（ウ）のいずれの場合も受注者と再委託先との契約は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2022 年 10 月版）に沿った選定・契約・支払となる。具体的な方法は本調査の中で検討することとなるが、プロポーザル上は、（イ）を前提に 1 対象国当たり 4 千万円程度（合計 1.2 億円）の再委託を行う前提で提案すること。なお、ここで想定する PMF は、スタートアップ等が扱う予定の製品・技術が社会課題の解決に役立ち、且つ市場に受け入れられる可能性があるかを検証するもので、最低限次の 2 点を含めるものとする。

- ・製品・技術の課題解決の可能性検証：製品・技術の性能検証、効果測定等をプロトタイプ制作や実証的な活動を通じて確認する。

- ・想定顧客の購買意思・市場性の検証：製品・技術の機能や価格帯が想定購買層に受け入れられるかをサンプルの配布や試用等を通じて確認する。

④ 本調査では、対象国のスタートアップと有用な技術を有する日系企業のマッチングを実施し、結び付けた技術とスタートアップの事業計画の策定とその具体化への支援を試行実施する。なお、これらは、計画の具体化自体が本調査の目的ではなく、マッチング後の事業計画の具体化の成否と、これを決定づけた要因を分析し、マッチングの精

度や効率性向上のために必要な取り組みや、マッチング後に求められる効果的な外部支援の内容を明らかにすることが一義的な目的である。

事業計画の策定及び具体化支援は、受注者が現地のアクセラレーター等に再委託する、又は、受注者自身による実施のいずれの方法でもよいが、事業計画の具体化支援を通じて明らかにしたい上記の内容を十分把握し報告できるようにする。

⑤ インドネシアにおいては、本業務で検討する官製又は官民共同投資のインパクト投資ファンドの必要性が高い分野の特定と必要な投資規模についてもパイロット事業を通して確認できるように計画・実施する。

#### （９） 広報・対外発信

本業務において、投資家、日系企業、スタートアップ等に対外的アナウンス・広報を行う場合は、タイミング、内容、方法について計画段階から発注者に十分な相談の上、承認を得たうえで行う。

#### （１０） 関係機関とのアポイントメント

本調査は、対象国政府からの個別の要請を踏まえて実施する調査ではないことに留意する。先方政府関係機関へのアポイントメントの取り付けについては、受注者にて対応することを原則としつつ、各国の状況を踏まえ、発注者がアポイントの取り付けを支援するので、調査スケジュールを前広に相談する。

### 第５条 調査の内容

#### （１） インセプションレポートの作成・説明及び協議

技術提案書をもとに、受注者と協議の上、先行調査、既存資料の内容を確認し整理したうえで、調査の実施方針・内容・手法・作業計画を検討し、インセプションレポートを作成し、受注者の承認を得る。

（２） 対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する政策、法制度等の検討および他ドナー・開発金融機関の当該分野における支援内容等（インパクト投資ファンド形成に関するものを含む）のレビュー<sup>11</sup>

対象国の現地ソーシャル・スタートアップを育成するエコシステムの形成とその強化に関係する政策及び法制度等の情報収集と分析を行う。そのうえで、対象国におけるエコシステムの形成・強化を促進する政策及び法制度、対象国内でオンショアのインパクト投資ファンド形成に必要な政策及び法制度の具体的な検討を行う。対象国のインパクト投資のマーケットの定義を確認し、スタートアップ側の資金需要及び投資家、ベンチャーキャピタル等の資金供給に関する予測を行う。先行調査で明らかになった連携可能性のある組織や政策、法制度の検討で重要なカウンターパートとなる組織の整理、連携および協議支援を行う。

また、他ドナー・開発金融機関の当該分野における支援内容、インパクト投資ファンドの形成やその強化策、それらの現状と課題等のレビューを行い、下記（３）～（４）で実施される検討に活用する。インドネシアにおいては国家開発企画庁（BAPPENAS）と

<sup>11</sup> 対象国の法制度の確認及び必要な改訂の検討を行う際の検討項目、及びその調査方法について

UNDP が策定した Indonesia Integrated National Financing Framework (INFF)、バングラデシュにおいては GSG 国内諮問委員会、ベトナムにおいては投資計画省 (MPI) が策定した Bangladesh Impact Investment Strategy & Action Plan (BIISAP) などの関連施策を確認し、整合性に配慮する。加えて、発注者が対象国政府および関係組織との協議をするにあたり、その実施を支援する。

(調査項目)

- ① ソーシャル・スタートアップ育成のエコシステム形成・強化に関する政策及び法制度の情報収集と分析
- ② 対象国のインパクト投資のマーケットの定義、スタートアップ側の資金需要の予測及び投資家、ベンチャーキャピタル等の資金供給の予測
- ③ エコシステムの形成・強化を促進するための政策及び法制度の検討
- ④ インパクト投資ファンドの形成に必要な政策及び法制度の検討
- ⑤ 他ドナー・開発金融機関の当該分野における施策等のレビュー
- ⑥ JICA による対象国との協議の実施支援

### (3) 対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する技術協力の検討<sup>12</sup>

対象国においてソーシャル・スタートアップ育成エコシステムの形成・強化を促進・発展させるための政策、法制度、税制、インセンティブ制度、施策等の整備を目的とした対象国政府機関および官民の支援機関や団体の機能拡充等の技術協力を検討する。また、対象国における重要な業界関係団体・組織の役割を確認、整理し、可能な連携範囲の模索や、そのための協議支援を検討する。加えて、ソーシャル・スタートアップに対する製品・サービスの市場化検証 (PMF) 支援等の技術支援ファシリティ及びインパクト投資後のハンズオン支援の仕組み、具体的な手法を検討する。

また、先行調査の内容および上記 (2) における他ドナー等での事例を参考に、ソーシャル・スタートアップに対するインパクト測定・マネジメント (IMM) の具体的な仕組みと手法を検討し、併せてその実施のために必要な能力強化支援を検討する。スタートアップのインパクト向上による企業価値向上についても、情報を整理し事例を蓄積するなどの検討を行う。検討結果については、投資家・起業家向けセミナーを開催し、本業務での検討結果及び国際基準に沿ったインパクト測定・マネジメント (IMM) を行うソーシャル・スタートアップの事例を発信し、市場の啓蒙を図る。

なお、対象国政府の政策、法制度、税制、インセンティブ制度、施策等の整備に関する技術協力の形成を想定し、対象国の関連省庁の行政官を対象に本邦招へい (対象人数 5～10 名、期間 1 週間程度を想定するが提案により変更可) を実施する。

(調査項目)

- ① ソーシャル・スタートアップ育成のエコシステム形成・強化を促進するための政策・法制度の整備 (法制度・税制・インセンティブ制度等)、政府機関の機能拡充等の協力の検討
- ② エコシステム形成・強化を促進するための官民の支援機関・団体の機能拡充等の協力の検討 (重要な業界関係団体等の整理、連携可能性を含む)
- ③ インパクト測定・マネジメント (IMM) 手法に関する検討

<sup>12</sup> 対象国のエコシステムの発展段階及び現行の機能について整理し、今後必要となる追加機能及び強化が必要な機能の素案について

- ④ ソーシャル・スタートアップに対する製品・サービスの市場化検証（PMF）支援及びインパクト投資後のハンズオン支援に関する検討
- ⑤ ソーシャル・スタートアップに対するインパクト測定・マネジメント（IMM）に必要な能力強化支援及び PMF 実行支援に関する検討
- ⑥ ソーシャル・スタートアップを育成するエコシステム全体の発展のための施策

#### （４）対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する官製・官民インパクト投資ファンドの組成に関する検討<sup>13</sup>

先行調査における検討結果を参考に、官製又は官民のインパクト投資ファンドの組成と運営に必要な事項について具体的に検討する。ファンドの基本構想について整理し、その構成、機能、運営方法等の基本的な事項に加えて、投資家を集めるための工夫やファンドにおける JICA の役割についても検討する。また、官民ファンドの可能性がある場合には、ファンドへの民間からの資金動員を前提としたガバナンス体制の在り方について、投資委員会、投資状況報告、ファンドマネージャーが果たす役割等を検討する。また、これらの検討にあたっては、対象国の優秀な人材の活用方法を検討する。

ファンドの基本構想の検討については、民間ファンドや先方政府の類似ファンド等との比較、優位性及び留意点・課題等も検討する。

ファンドの構成と機能の検討については、民間投資の動員方法、レバレッジ効果等についても検討し、過去の事例をベースに動員可能な金額や内容を推計する。

ファンド組成の前提となる相手国政府の法制度、税制、インセンティブ制度、財政制度等について詳細な検討を行う。制度改善が必要な場合については、具体的な検討を行う。

ファンドの投資戦略案の検討にあたっては、投資家へ投資を募る際に説明する資料の案も作成する。

上記の検討を踏まえ、ファンドの設立及び運営、制度改善等と連携する技術協力を検討・整理する。

##### （調査項目）

- ① インパクト投資ファンドの基本構想の検討
- ② インパクト投資ファンドの構成と機能の検討
- ③ インパクト投資ファンドの運営方法の検討
- ④ インパクト投資ファンドのガバナンスに関する検討（投資委員会、投資状況報告、ファンドマネージャー等について）
- ⑤ インパクト投資ファンドの組成に必要な相手国政府の法制度、税制、インセンティブ制度、財政制度等に関する詳細検討
- ⑥ インパクト投資ファンドの投資戦略案の検討
- ⑦ 対象国における投資先候補のロングリスト（100 社以上）作成および詳細検討対象となるショートリスト（10 社以上）の作成
- ⑧ インパクト投資ファンドの組成及び運営と連携する技術協力の検討

<sup>13</sup> 対象国において考えられるオンショアの政府系ファンドの概要案とその組成に必要な課題として考えられる事項について

## （５）対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進するパイロット事業の実施と結果の取り纏め

先行調査の技術協力ファシリティの試行結果を参考に、対象国のスタートアップを対象としたアクセラレーション・プログラムおよび製品・サービスの市場化検証（PMF）、インパクト測定・モニタリング、日系企業とのマッチング等を実施する。具体的には、対象国の有望スタートアップに関する情報を収集し、その中からアクセラレーション・プログラムの対象を選定、実施する。その結果を踏まえ、対象スタートアップの中から製品・サービスの市場化検証（PMF）の対象を選定して、実施を支援する。製品・サービスの市場化検証（PMF）は計画策定から実施と結果の評価までを支援する。なお、ピッチイベント（１００名程度、各国１回程度、各国での開催だがオンラインも想定。ただし、各国の応募や市場の状況によって柔軟に対応する）の実施も想定する。製品・サービスの市場化検証（PMF）の対象数は各対象国にて各３～５件程度とする。

日系企業（日系スタートアップを含む）・研究機関が保有する有用な技術と現地のスタートアップ企業等とのマッチングメカニズムの試行と検討については先行調査の試行結果を参考に、マッチングされた技術とスタートアップによる事業計画の策定とその計画の具体化を一定期間（数か月程度）支援し、マッチングを通じてスタートアップが優良な事業計画を策定する際に必要不可欠な要件（スタートアップの能力・素質・準備状況、マッチングの質、対象となる技術・ビジネスの特徴）と求められる外部からの支援の内容を検討し、マッチングの仕組み化の具体化に必要な事項を検討する。

なお、これらの対象分野・領域は相手国政府の優先課題や JICA の課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）及びクラスター事業戦略を参照しつつ、潜在的な市場の機会が存在するものの現時点では民間投資が不足しており支援が必要とされているビジネス領域・セクター・地域を検討した上で選定する。また、製品・サービスの市場化検証（PMF）を支援するスタートアップを対象にした本邦招へい（対象はスタートアップ関係者が１０名程度、期間は１週間以内を想定するが提案により変更可）を実施する。

パイロット事業の結果を取り纏め、持続的な活動の実施とその拡大のための提言など、効果的な支援方法を検討する。

### （調査項目）

- ① 対象国のスタートアップを対象にした対象国での有望スタートアップの情報収集（リストアップ）、アクセラレーション・プログラム及び製品・サービスの市場化検証（PMF）の計画策定
- ② 対象国の有望スタートアップに関する情報収集、ロングリスト及びショートリストの作成（調査項目（４）⑧と共通）
- ③ アクセラレーション・プログラム及び PMF の対象選定及び実施（対象３か国、各３～５件程度）
- ④ 日系企業（日系スタートアップを含む）・研究機関が保有する有用な技術と現地のスタートアップ企業等とのマッチングメカニズムの検討と試行実施
- ⑤ パイロット事業の結果の取り纏めと効果向上策の検討
- ⑥ 社会インパクト評価の試行
- ⑦ パイロット事業の結果の取り纏めと効果的な支援方法の検討

## （６）調査結果と報告書の取り纏め

上記（１）～（５）の調査結果をふまえた、インパクト投資ファンドを含めたソーシャル・スタートアップを育成するエコシステムの形成・強化を促進するアクションプランの策定

本調査結果をドラフトファイナルレポートとしてとりまとめ、JICA 経済開発部及びチームに説明し、コメントを取り付ける。なお、同報告書については、JICA 民間セクター開発グループの他、官民連携やイノベーション促進などに関心のある者に向けて本業務の最終報告会を行うことを想定している。受注者はファイナルレポートに基づき、発表資料を作成し、当日発表を行い、議事録を作成する。チームおよび最終報告会のコメントを反映させた上で上記（１）～（５）の過程で作成した全ての文書を添付したファイナルレポートを提出する。

## 第6条 報告書等

### （１）調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとし、最終成果品の提出期限は契約履行期限の末日とする。

| 報告書名          | 提出時期       | 部数                       |
|---------------|------------|--------------------------|
| インセプションレポート   | 契約締結後1か月以内 | 電子ファイルのみ<br>(和文・英文)      |
| プログレスレポート     | 2024年2月29日 | 電子ファイルのみ<br>(和文・英文)      |
| ドラフトファイナルレポート | 2024年4月26日 | 電子ファイルのみ<br>(和文・英文)      |
| ファイナルレポート     | 2024年5月末   | 製本版：和文7部・英文7部<br>CD-R：6枚 |

### （２）報告書の仕様

ファイナルレポートについては製本することとし、その他の報告書等は電子ファイルでの提出とする。報告書等の仕様（印刷・製本及び電子化の仕様）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind\\_guide.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide.pdf)）を参照し、製本する。

### （３）報告書作成にあたっての留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- ② 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。

③ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

#### （４）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

#### （５）収集資料

対象国における候補先企業に関する資料、各種連携先との協議録等、業務終了時に契約期間中に収集した資料及びデータを提出する。資料及びデータは項目ごとに整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で調査終了後発注者に提出する。

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：最終成果品提出時

別紙１：報告書目次案

別紙２：プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

## 報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、調査を行うものとする。なお、以下目次案中のカッコ書き部分は、当該項目内で特に詳細な調査を要する事項を示す。

## 第1章 調査の概要

- 1-1 調査の背景
- 1-2 調査の概要
  - 1-2-1 調査の目的
  - 1-2-2 調査対象地域
- 1-3 調査団と調査工程
  - 1-3-1 調査団の構成
  - 1-3-2 調査スケジュール
- 1-4 調査結果の概略

## 第2章 対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する政策、法制度の検討および他ドナー・開発金融機関の当該分野における支援内容等（インパクトファンド形成に関するものを含む）のレビュー

- 2-1 インドネシア
- 2-2 バングラデシュ
- 2-3 ベトナム
- 2-4 他ドナー・開発金融機関

## 第3章 対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する技術協力の具体的な提案

- 3-1 インドネシア
- 3-2 バングラデシュ
- 3-3 ベトナム
- 3-4 社会インパクト評価

## 第4章 対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進するインパクト投資ファンドの組成に関する具体的提案

- 4-1 インパクト投資ファンドの基本構想の検討
- 4-2 インパクト投資ファンドの構成と機能の検討
- 4-3 インパクト投資ファンドの運営方法の検討
- 4-4 インパクト投資ファンドのガバナンスに関する検討
- 4-5 インパクト投資ファンドの設立に必要な法制度、税制、インセンティブ制度等に関する詳細検討
- 4-6 インパクト投資ファンドの投資戦略
- 4-7 対象国における投資先候補
- 4-8 インパクト投資ファンドの組成及び運営と連携する技術協力の検討

## 第5章 対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進するパイロット事業の実施と結果の取り纏め

### 5-1 インドネシア

### 5-2 バングラデシュ

### 5-3 ベトナム

### 5-4 パイロット事業実施結果からのフィードバック

## 第6章 調査結果の取り纏め、技術協力及び無償資金協力の形成の進め方について

以上

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

| No. | 提案を求める内容                                                   | 特記仕様書案での該当条項                                                                                                 |
|-----|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 対象国の法制度の確認及び必要な改訂の検討を行う際の検討項目、及びその調査方法について                 | 第2章第5条 調査の内容<br>(2)対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する政策、法制度等の検討および他ドナー・開発金融機関の当該分野における支援内容等（インパクトファンド形成に関するものを含む）のレビュー |
| 2   | 対象国のエコシステムの発展段階及び現行の機能について整理し、今後必要となる追加機能及び強化が必要な機能の素案について | 第2章第5条 調査の内容<br>(3)対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する技術協力の検討                                                           |
| 3   | 対象国において考えられるオンショアの政府系ファンドの概要案とその組成に必要な課題として考えられる事項について     | 第2章第5条 調査の内容<br>(4)対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する官製・官民インパクト投資ファンドの組成に関する検討                                         |

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：スタートアップ育成のエコシステム及びインパクト投資ファンドに係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／エコシステム形成・強化
- 政策、法制度
- インパクト投資ファンド

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 11.2 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／エコシステム形成・強化）】

- ① 類似業務経験の分野：スタートアップ育成のエコシステム及びインパクト投資ファンドに係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アジア地域（東南および南アジア）

- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：政策、法制度】

- ① 類似業務経験の分野：スタートアップ育成の政策及び法制度に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アジア地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：インパクト投資ファンド】

- ① 類似業務経験の分野：インパクト投資ファンドの組成に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【**留意事項**】語学の証明書に関して、TOEIC の IP テストによるスコアレポートも可とした暫定運用は 2022 年 9 月末にて終了していますので、ご留意ください。なお、CASEC や JICA 専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

(詳細：[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html))

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は 2023 年 6 月に開始し、2024 年 5 月の終了を目途とします。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 34.90 人月（現地：25.70 人月、国内：9.20 人月）

本邦招へいに関する業務人月 1.0 を含む（本経費は定額計上に含まれる）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/エコシステム形成・強化（1号）
- ② 政策、法制度（3号）
- ③ 技術協力
- ④ インパクト投資ファンド（3号）
- ⑤ パイロット事業（アクセラレーション・プログラム、PMF）インドネシア
- ⑥ パイロット事業（アクセラレーション・プログラム、PMF）ベトナム
- ⑦ パイロット事業（アクセラレーション・プログラム、PMF）バングラデシュ
- ⑧ 日系企業・技術マッチング
- ⑨ 社会インパクト評価

第1章11に記載した通り、本件調査については、無償資金協力を想定した協力準備調査に必要な調査業務を追加発注する可能性があります。

当該追加業務に係る追加の業務量目途は約 10 人月を想定しておりますが、発注者側の現時点での想定であるため、具体的業務量及び従事者構成は、変更契約の交渉において、発注者・受注者で協議するものとします。したがって、当該追加業務に係る一切の費用は上限額に含めません。

協力準備調査業務が追加される場合には、無償資金協力事業に関して、案件形成の流れと必要な手続き、政府間手続き（EN, GA）及び資金の流れ等に係る知識を有する従事者を配置することが求められます。なお、本情報収集・確認調査に従事するいずれかの業務従事者が追加で業務を行うこと、及び必要に応じて別途業務従事者を追加することも可とする。

### 3) 渡航回数を目途 全 46 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- パイロット事業（アクセラレーション・プログラム、PMF）インドネシア
- パイロット事業（アクセラレーション・プログラム、PMF）ベトナム
- パイロット事業（アクセラレーション・プログラム、PMF）バングラデシュ

なお、上記現地再委託に加えて、各国における現地企業調査、通訳、調査補助については、現地傭人の活用も可とする。

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- なし

#### 2) 公開資料

- 全世界 スタートアップ・起業家支援に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12363149.pdf>
- 全世界 起業家・中小企業育成のための官民基金連携に係る基礎情報収集・確認調査ファイナル・レポート（2021 年 3 月）  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12336087.pdf>
- 全世界 インパクト投資のための技術協力ファシリティ、エコシステム形成に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート（2022 年 12 月）  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000049218.pdf>

### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

|   | 便宜供与内容      |   |
|---|-------------|---|
| 1 | カウンターパートの配置 | 無 |
| 2 | 通訳の配置       | 無 |
| 3 | 執務スペース      | 無 |
| 4 | 家具（机・椅子・棚等） | 無 |
| 5 | 事務機器（コピー機等） | 無 |

|   |       |   |
|---|-------|---|
| 6 | Wi-Fi | 無 |
|---|-------|---|

## （６）安全管理

JICA が定める国別の「安全対策措置」（随時更新）の最新版を確認いただき、行動規範を遵守願います。

また、JICA が策定している国別の「安全対策マニュアル」を必ず渡航前に一読ください（同マニュアルは、JICA の国別安全対策情報 HP（URL: <https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>）からアクセス可能です。（ログイン ID とパスワードは別途経済開発部民間セクター開発グループ担当者より契約後にご連絡します）

## ３．プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注）Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

## ４．見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

### （１）契約期間の分割について

第 1 章「３．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

### （２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限

超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

### 【上限額】

**149,938,000円(税抜)**

なお、定額計上分 132,551,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

**なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

### (3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える別提案に関する経費**
- 6) **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

### (4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

|   | 対象とする経費                         | 該当箇所                                                                                        | 金額(税抜き)     | 金額に含まれる範囲                                  | 費用項目       |
|---|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------|------------|
| 1 | 本邦研修(本邦招へい)にかかる経費 <sup>14</sup> | 第2章第5条(3)対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する技術協力の検討、および同条(5)対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進するパイロット事業の実施と結果の取り纏め | 11,151,000円 | 受入期間の業務人月(パイロット事業分野、3号を想定)0.5人月の報酬、及び国内業務費 | 報酬、及び国内業務費 |

<sup>14</sup> 対象国関連省庁行政官対象が1回、PMFにかかるスタートアップ対象が1回の合計2回とする。

|   |                 |                                                     |               |  |            |
|---|-----------------|-----------------------------------------------------|---------------|--|------------|
| 2 | PMF 検証活動に係る再委託費 | 第2章第5条(3)対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する技術協力の検討            | 120,000,000 円 |  | 再委託費       |
| 3 | ピッチイベントに係る経費    | 第2章第5条(5)対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進するパイロット事業の実施と結果の取り纏め | 1,400,000 円   |  | セミナー等実施関連費 |

(5) 見積価格について

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICA の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【インドネシア】

東京⇒ジャカルタ

東京⇒シンガポール⇒ジャカルタ

【ベトナム】

東京⇒ホーチミン

【バングラデシュ】

東京⇒クアラルンプール⇒ダッカ

東京⇒シンガポール⇒ダッカ

東京⇒バンコク⇒ダッカ

東京⇒香港⇒ダッカ

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) その他留意事項

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、以下のとおり計上してください。

1号 : 15,500円／泊

2号以下 : 13,500円／泊

また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙 3 : プロポーザル評価配点表

別添 : プレゼンテーション実施要領

### プロポーザル評価配点表

| 評 価 項 目                                 | 配 点            |
|-----------------------------------------|----------------|
| <b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>          | <b>(10)</b>    |
| (1) 類似業務の経験                             | 6              |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等                     | 4              |
| <b>2. 業務の実施方針等</b>                      | <b>(40)</b>    |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性                       | 16             |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等                    | 18             |
| (3) 要員計画等の妥当性                           | 6              |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制）                    | —              |
| <b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>                 | <b>(50)</b>    |
| <b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>      | <b>(26)</b>    |
|                                         | <b>業務主任者のみ</b> |
| ① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／エコシステム形成・強化</u> | <b>(21)</b>    |
| ア) 類似業務の経験                              | 8              |
| イ) 対象国・地域での業務経験                         | 3              |
| ウ) 語学力                                  | 4              |
| エ) 業務主任者等としての経験                         | 4              |
| オ) その他学位、資格等                            | 2              |
| ② 業務管理体制、プレゼンテーション                      | <b>(5)</b>     |
| ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション                   | 5              |
| イ) 業務管理体制                               | —              |
| <b>(2) 業務従事者の経験・能力：政策、法制度</b>           | <b>(12)</b>    |
| ア) 類似業務の経験                              | 6              |
| イ) 対象国・地域での業務経験                         | 1              |
| ウ) 語学力                                  | 2              |
| エ) その他学位、資格等                            | 3              |
| <b>(3) 業務従事者の経験・能力：インパクト投資ファンド</b>      | <b>(12)</b>    |
| ア) 類似業務の経験                              | 8              |
| イ) 対象国・地域での業務経験                         | 0              |
| ウ) 語学力                                  | 0              |
| エ) その他学位、資格等                            | 4              |

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施方法：Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

① Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

② 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以 上